

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年6月10日）（新旧対照表）

（主な変更点）

（下線部分は改定箇所）

変 更 案	現 行
<p>序文</p> <p>（略）</p> <p>令和3年5月28日<u>には</u>、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、法第32条第3項に基づき、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年6月20日まで延長することとした。</p> <p>また、同じく令和3年5月28日<u>には</u>、第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年6月20日まで延長する旨の公示を行った。</p>	<p>序文</p> <p>（略）</p> <p>令和3年5月28日<u>に</u>、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、法第32条第3項に基づき、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年6月20日まで延長することとした。</p> <p>また、同じく令和3年5月28日<u>に</u>、第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年6月20日まで延長する旨の公示を行った。</p>

<p><u>令和3年6月10日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、群馬県、石川県及び熊本県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている6月13日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行った。</u></p> <p>(略)</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実 (略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研 	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実 (略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研
--	---

研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株 (Variant of Concern: VOC) と注目すべき変異株 (Variant of Interest: VOI) に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B. 1. 1. 7 系統の変異株 (アルファ株)、B. 1. 351 系統の変異株 (ベータ株)、P. 1 系統の変異株 (ガンマ株)、P. 3 系統の変異株 (シータ株)、B. 1. 617 系統の変異株 (デルタ株等)がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある (B. 1. 1. 7 系統の変異株 (アルファ株)) は、実効再生産数の期待値が従来株の 1. 32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の 1. 4 倍 (40-64 歳では 1. 66 倍) と推定。また、B. 1. 1. 7 系統の変異株 (アルファ株) や B. 1. 351 系統の変異株 (ベータ株) については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B. 1. 617 系統の変異株 (デルタ株等) については、B. 1. 1. 7 系統の変異株 (アルファ株) よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B. 1. 351 系統の変異株 (ベータ株)、P. 1 系統の変異株 (ガンマ株)、P. 3 系統の変異株 (シ

研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株 (Variant of Concern: VOC) と注目すべき変異株 (Variant of Interest: VOI) に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B. 1. 1. 7 (英国で最初に検出された変異株)、B. 1. 351 (南アフリカで最初に検出された変異株)、P. 1 (日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株)、P. 3 (フィリピンで最初に検出された変異株)、B. 1. 617 (インドで最初に検出された変異株)がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある (英国で最初に検出された変異株) は、実効再生産数の期待値が従来株の 1. 32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の 1. 4 倍 (40-64 歳では 1. 66 倍) と推定。また、英国や南アフリカで最初に検出された変異株については、重症化しやすい可能性も指摘されている。インドで最初に検出された変異株については、英国で最初に検出された変異株よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、南アフリカで最初に検出された変異株、日本で

一タ株)、B.1.617 系統の変異株 (デルタ株等) は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) の割合が全国で約 8 割となり、一部地域を除き、従来株からほぼ置き換わったと推定されている。B.1.617 系統の変異株 (デルタ株等) については、報告数が増加している。また、注目すべき変異株は、R.1 系統の変異株 (E484K がある変異株)、B.1.427/B.1.429 系統の変異株 (イプシロン株) がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

(略)

(略)

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

ブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株、フィリピンで最初に検出された変異株、インドで最初に検出された変異株は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.1.7 (英国で最初に検出された変異株) の割合が全国で約 8 割となり、一部地域を除き、従来株からほぼ置き換わったと推定されている。B.1.617 (インドで最初に検出された変異株) については、国内では海外渡航歴のない者から感染が確認される事例も生じている。また、注目すべき変異株は、R.1 (E484K がある変異株)、B.1.427/B.1.429 (米国で最初に検出された変異株) がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

(略)

(略)

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(略)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) (略)

(2) サーベイランス・情報収集

①～⑦ (略)

⑧ 厚生労働省及び都道府県等は、全陽性者数の約40%の実施割合を目指して L452R 変異株 PCR 検査を実施し、B.1.617 系統の変異株（デルタ株等）の全国的な監視体制を強化する。厚生労働省及び文部科学省は、国立感染症研究所・都道府県等・民間検査機関や大学等間の連携を一層促進し、B.1.617 系統の変異株（デルタ株等）など変異株 PCR 検査やゲノム解析を強化する。

(略)

⑨～⑩ (略)

(3) ～ (6) (略)

(略)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) (略)

(2) サーベイランス・情報収集

①～⑦ (略)

⑧ 厚生労働省及び都道府県等は、地域の感染状況等に応じて、N501Y 変異株スクリーニング検査を実施し、英国で最初に検出された変異株等の全国的な監視体制を継続する。厚生労働省は、ゲノム解析や国委託の民間検査機関で L452R 変異株 PCR 検査を実施し、インドで最初に検出された変異株の全国的な監視体制を強化する。厚生労働省及び文部科学省は、国立感染症研究所・都道府県等・民間検査機関や大学等間の連携を一層促進し、インドで最初に検出された変異株など変異株 PCR 検査やゲノム解析を強化する。

(略)

⑨～⑩ (略)

(3) ～ (6) (略)